

目次

1. 証券税制関連

- (1) 外国法人が本邦において募集(発行)する期間一年未満の円貨建債券(サムライ電子CP(海外事業法人が発行するCP及び海外SPCの発行するABCPを含む))の償還差益に対する源泉徴収を国内電子CPと同様に免除すること。(租税特別措置法第四十一条の十二第九項(短期社債の償還差益に対する源泉徴収免除))
- (2) 約束手形CPに係る印紙税の税率等の特例である印紙税を発行1枚あたり一律5,000円とする軽減措置の延長を要望する。(印紙税法第二条、租税特別措置法第九十一条の二)
- (3) 短期社債等に関する支払調書の提出を義務付けないこと
- (4) 非居住者又は外国法人に支払われる民間国外債の利子等に係る源泉徴収不適用の延長(租税特別措置法6条、41条の13)
- (5) 非居住者・外国法人の受け取る振替社債等の利子の非課税措置の創設
- (6) 社債に関する利子の非課税化
- (7) 株式配当二重課税の見直し
- (8) 個人投資家に関する金融所得の包括課税(二元的所得課税)の導入
- (9) 不動産投資法人税制の拡充
2. 企業経営効率化関連税制
 - (1) 外形標準課税制度の見直し
 - (2) 欠損金の繰戻し還付・繰越期間の延長
 - (3) 不動産関連税制
 - (4) 有限責任事業組合(仮称:LLC・LLP)制度の導入
 - (5) 法人実効税率の引下げ
 - (6) 外国税額控除制度の見直し
 - (7) 連結納税制度における付加税の確実な撤廃および制度の改善
 - (8) 減価償却制度の見直し
 - (9) 環境税(炭素税)導入の反対
3. 企業年金に係る税制の整備
 - (1) 確定拠出年金に係る課税の見直し
 - (2) 税制適格年金における時価主義の導入
 - (3) 過去勤務債務の一括償却
 - (4) 特別法人税の撤廃

1. 証券税制関連

直接金融市場、証券市場に資金を流入させることがわが国経済の喫緊の課題でもあるにもかかわらず、国債の利子に対する非課税案が出される、郵便貯金が税・預金保険料で優遇を受けているなど、足下では間接金融、公的金融が保護される仕組が温存されている。また、電子CPが発行できる環境が整備されたにもかかわらず外国法人の発行する電子CPについては国内法人の発行する電子CPと同様の措置が受けられないなどの問題も発生している。そのような環境で証券市場に資金を流入させるには、大胆な証券税制改革が必要であるため、以下の税制措置を講じられたい。

(1) 外国法人が本邦において募集(発行)する期間一年未満の円貨建債券(サムライ電子CP(海外事業法人が発行するCP及び海外SPCの発行するABCPを含む))の償還差益に対する源泉徴収を国内電子CPと同様に免除すること。(租税特別措置法第四十一条の十二第九項(短期社債の償還差益に対する源泉徴収免除))

- 1) 内国法人の発行する短期社債は、租税特別措置法第四十一条の十二第九項(短期社債の償還差益に対する源泉徴収免除)により、償還差益に対する所得税源泉徴収が免除されるが、一方で社債等振替法第二百七条(外債に関する社債等に係る規定の準用)の規定により、外国法人(連結経営上グローバルに拠点を展開している本邦企業の海外現地法人を含む)が本邦において募集(発行)する期間一年未満の円貨建債券(サムライ電子CP(海外事業法人が発行するCP及び海外SPCの発行するABCPを含む))は、「短期社債」として認められておらず、一律円建外債＝「社債」として規定されてしまうため源泉徴収の対象となり税率18%が課されてしまうこととなる。
- 2) 従来の国内手形CPの世界においては、内国法人・外国法人とも源泉徴収免除の待遇が等しく付与されていたことを考慮すれば、電子CPの世界においても同様に、機会の平等ならびに円の国際化の推進の観点からも、内国法人・外国法人問わず全ての社債等振替制度への参加者が、同一のフェアな条件で市場参加できる制度環境の整備・措置が必要であると考えられる。
- 3) したがって、外国法人が本邦において募集(発行)する期間一年未満の円貨建債券(サムライ電子CP(海外事業法人が発行するCP及び海外SPCの発行するABCPを含む))の償還差益に対する源泉徴収を国内電子CPと同様に免除可能となるよう措置を行なうこと。
- 4) なお、仮に当要望が実現できない場合は、その後実現可能となるまでの期間、その同様の経済的効果をもって資金調達が可能で唯一の代替手段である約束手形CPに係る印紙税の軽減措置(印紙税を発行1枚あたり一律5,000円とする軽減措置)の平成16年4月1日以降の延長は必須であることを申し添える。

(2) 約束手形CPに係る印紙税の税率等の特例である印紙税を発行1枚あたり一律5,000円とする軽減措置の延長を要望する。
(印紙税法第二条、租税特別措置法第九十一条の二)

- 1) コマーシャル・ペーパー(CP)は、我が国企業にとって重要な短期資金調達手段であるとともに、投資家にとっても短期資金の重要な運用手段となっている。こうした事情から、過去数年来、市場関係者により法制面、システム面の整備にむけた努力が続けられ、その結果今年の3月31日より実際の電子CPが発行可能な環境が整備された。
- 2) しかしながら、このような環境が整った後も、外国法人(連結経営上グローバルに拠点を展開している本邦企業の海外現地法人を含む)が本邦において募集(発行)する期間一年未満の円貨建債券(サムライ電子CP(海外事業法人が発行するCP及び海外SPCの発行するABCPを含む))については、税制面において国内電子CPと同様の経済的効果を得られる環境での発行が現段階では事実上困難であることや、仮に上記(1)の要望通り、平成16年度(平成16年4月1日)からサムライ電子CPの償還差益に対する源泉徴収が不適用の扱いとなった場合であっても、従来の約束手形CPから電子CPへの切り替えのタイミングが、印紙税軽減措置の延長が切れる平成15年度末日(平成16年3月31日)と、サムライ電子CPの償還差益に対する源泉徴収不適用が有効となる平成16年度開始日(平成16年4月1日)に集中し、発行体・金融機関を始めとして市場全体が大きく混乱を来す恐れが極めて大きいことが予想される。
- 3) さらに電子CP発行に向けた個社の設備投資や社内体制の整備、実務の習熟には一定の期間を要するなど、外国法人を含む全ての市場参加者が電子CPへ円滑に移行するためには一定期間要すると見込まれることから、電子CPを補完する手段として、現行のペーパーベースの約束手形CPは当面重要な役割を果たすと考えられる。
- 4) このような事態が想定される現状において、電子CPの発行が可能となったことを理由として現行の約束手形CPに係る印紙税の軽減措置(印紙税を発行1枚あたり一律5,000円とする措置)を廃止し、発行額に対する階級定額税率を適用した場合、発行コストが嵩むため約束手形CPの発行が困難となる恐

れがあるばかりか、先ほども申し上げたとおり市場の混乱を招くことにも繋がりがねない状況にある。

- 5) 以上により、**外国法人を含む全ての市場参加者が電子CPへの移行を円滑に行うための激変緩和措置の観点から、手形CPから国内電子CPへの移行に関しては約3ヶ月程度を、手形CPからサムライ電子CP(海外事業法人が発行するCP及び海外SPCの発行するABCPを含む)への移行に関しては約6ヶ月程度の実務面や市場環境への対応のための平行稼動期間を確保することが必要だと判断されるため、平成16年4月1日より向こう1年間は、約束手形CPに係る印紙税軽減措置は延長されるべきである。**

(3) 短期社債等に関する支払調書の提出を義務付けないこと

- 1) 支払調書の導入は、卓越した機能の発揮を期待されて誕生した電子CPのメリットである「低コスト」「省力性」、ならびに現行手形CPに対する「優位性」を根本から失わせることとなり、取引ボリュームが大幅に減少する懸念がある。その結果、決済システムの初期投資の回収もままならず、取引の増加に伴う手数料の引下げも望めず、電子CP市場の健全な発展が阻害されてしまうことを恐れる。従って、今後将来にわたり短期社債(電子CP)に支払調書の提出を義務付けることに反対する。
- 2) 仮に、電子CPの取引に関し、支払調書の提出を義務付けるとすれば、この「優位性」を大きく損なうといわざるを得ない。現行の手形CPさえその義務は課されておらず、この支払調書の作成・提出によって電子CPが誇るべきコストと省力性のメリットが大きく損なわれるからである。
- 3) 関係者は支払調書提出のためだけに「対応システム投資」、「人員の配置」などの対策を迫られることになり、直接的なコストの発生や、電子CPの手数料としての上乗せコストの発生など、有形無形の追加コストの発生が避けられない。発行体、金融機関、振替機関のいずれがその支払調書の作成・提出を義務付けられたとしても、コストと省力性のメリットを大きく損なうことになる。
- 4) また、発行体のみならず投資家・資金運用の立場からも、支払調書提出が義務付けられることによって、将来的に、「T+0」と「DVP」の実現により日々の資金過不足の調整弁としての機能を期待される「電子CP」を発行・購入しようとするモチベーションが著しく低下する懸念がある。

(4) 非居住者又は外国法人に支払われる民間国外債の利子等に係る源泉徴収不適用の延長(租税特別措置法6条、41条の13)

- 1) 企業の資金調達効率化及び調達手段の多様化を図るためには、金融取引が国際化する中で、企業が資金使途や金利情勢を勘案しつつ、最も効率的な資金調達の方法を主体的に選択することを可能とする必要がある。
- 2) 米、独、仏等の先進諸外国においては、国際資本市場での資金調達の重要性に鑑み、非居住者であることが確認できる投資家に対して支払われる民間国外債の利子等の源泉徴収を免除している。
- 3) 我が国においては、平成16年3月31日までの時限措置として、民間国外債の利子及び発行差金の源泉徴収の免除措置が設けられているが、仮に免除措置が廃止されると、我が国企業の発行する国外債の投資魅力が著しく低下するため、今後も非居住者又は外国法人に支払われる民間国外債の利子等に係る源泉徴収を不適用とする措置を延長することが必要である。

(5) 非居住者・外国法人の受け取る振替社債等の利子の非課税措置の創設

- 1) 社債等振替法の枠組みで発行・流通する振替国債・振替社債等の利子については、資本金1億円以上の内国法人であればその受け取る利子の源泉徴収が免除される措置が昨年導入され、同時に非居住者・外国法人の受け取る振替国債の利子については非課税とする措置が導入された。
- 2) 一方で、非居住者・外国法人の受け取る振替社債等の利子については、現段階においても税制の取り扱いが定められていない状況にある。
- 3) 金融資本市場の多様化やグローバル化を踏まえ、多様な投資家が、我が国の市場において円滑かつ活発な取引を展開することを可能とし、もって将来的に我が国の資本市場の厚みを形成してゆく必要がある。
- 4) 以上の観点より、非居住者・外国法人の受け取る振替社債等の利子につい

ては、すでに手当てがなされた振替国債に対する措置と同様、非課税扱いとする措置の創設を行うべきである

(6) 社債に関する利子の非課税化

財務省は昨年来、個人向け国債について、利子にかかる所得課税を非課税にする方向で検討を行っており、一方で、冒頭でも申し上げたが、わが国の経済を活性化させるためには、直接金融市場、証券市場に対しても、現在の間接金融、公的金融へ行おうとしている措置を上回る思い切った税制面での措置を行い、直接金融市場、証券市場へ資金を流入させることが不可欠であると考えます。

したがって社債に関しては、その保有が個人(居住者)のみならず、非居住者、内外国法人にいたるあらゆる範囲にまで利子課税を非課税とし、証券市場への資金の流入促進、投資家層の厚みの形成の促進を図ることが重要であり、次の3点を強く要望する。

- 1) 個人(居住者)が受領する国内社債の利子にかかる所得課税の非課税化
- 2) 事業法人・指定金融機関いずれもが受領する社債等の利子の非課税化(租税特別措置法8条)
- 3) 非居住者又は外国法人に支払われる国内社債の利子の非課税化(所得税法161条、164条、178条、法人税法138条、141条等)

(7) 株式配当二重課税の見直し

- 1) 現在、我が国においては、株式の配当に対し、法人税及び所得税が重複して課されるという「二重課税」問題が存在している。
- 2) 個人株主については、二重課税を調整する方法として、「配当所得税額控除制度」が採用されているものの、当制度には、(a)二重課税の排除効果自体が極めて限定的であること、(b)所得段階が低いほど二重課税の排除効果が小さくなる「逆進性」が強いこと、(c)国際的に見て、中立性、二重課税の排除効果の両面において不十分な状態に止まっていること等、の点で大きな問題がある。
- 3) 一方、法人株主については「受取配当の益金不算入制度」が採用されているが、同制度においても益金不算入率が50%に制限されてしまった(平成14年度の税制改正で80%から50%へとさらに制限されることとなった)ことに加え、特定利子に係る措置が廃止されたことに伴い、結果として特定利子に係る措置の廃止だけでも益金不算入額が縮小してしまうことになり一層二重課税の排除効果が不完全な状態になってしまった。
- 4) 二重課税の存在は、(a)投資家の投資意欲を阻害していること、(b)企業にとっては、全額損金算入が認められる借入金の支払利子に比べ、株式配当の負担を実質的に高める効果があることから、資金調達手段の選択、ひいては資本構成に歪みを生じさせていること、(c)国際的にみて、二重課税排除の程度が不十分であるため、我が国企業の国際競争力が不当に阻害されていることなどの点で、企業の資金調達の円滑化の観点から、多大なる悪影響があることは疑い得ないところである。
- 5) 従って、企業の資金調達の円滑化に資するべく、インピュテーション方式の採用等配当二重課税を排除する方策が検討されるべきである。

(8) 個人投資家に関する金融所得の包括課税(二元的所得課税)の導入

- 1) 日本において企業の資金調達は銀行借入を主とする間接金融市場中心であり、1997年秋以降、金融機関の破綻危機が国全体の経済への悪影響を及ぼす等の弊害を考慮すれば、直接金融市場の活性化が急務である。
- 2) そのためには、個人投資家の投資意欲を刺激し、個人資産運用における預貯金から株式投資へのシフトする際の障害となるような税制は改正すべきだと考える。
- 3) 従って、直接金融市場の活性化のためには、所得税率水準との勘案のうえ、金融所得の範囲内で損益通算を前提とする包括的課税を導入すべきである。

(9) 不動産投資法人税制の拡充

- 1) 不動産投資法人の支払配当損金参入要件のうち90%超配当要件の判定につ

- いては、会計上の利益と課税上の所得との乖離により支払配当損金参入要件を満たさなくなる場合における宥恕規定を導入すること。
- 2) 不動産投資法人の支払配当損金参入要件のうち90%超配当要件(租税特別措置法第67条の15第1項第2号ホ)については、その判定における分母の額に利益超過分配金額(利益を超えて投資主に分配された金額)を加算すると、当該要件を満たすために過大な利益超過分配金額が必要となる可能性があることから、利益超過分配金額については90%超配当要件判定上、分母の額に含めないよう手当をすること。
 - 3) 米国におけるUPREIT(Umbrella Partnership REITs)に類似した不動産投資法人資産、投資信託財産への実物不動産の譲渡に対する譲渡益課税の繰延べ制度を導入すること。

2. 企業経営効率化関連税制

企業組織再編に対し税制の中立性を確保することにより、経営者の自由な企業組織の選択を可能にし、戦略的に事業再構築を行うことができる環境を整備する必要があるため、以下の税制措置を講じられたい。

(1) 外形標準課税制度の見直し

外形標準課税は平成15年度税制改正において、平成16年4月1日以降、資本金1億円超の法人が課税対象として導入されたが、世界の流れにも逆行した賃金(所得割額)を課税標準とする法人事業税の外形標準課税制度に関しては、担税力のない法人に対し新たな税負担を強い、企業の雇用や投資活動に悪影響を及ぼすため、廃止を含めた見直しを行うことが不可欠である。

(2) 欠損金の繰戻し還付・繰越期間の延長

企業にとって、課税上の期間損益の通算は、長期的な視野に立った経営を行なう上で非常に重要である。しかし、現行法人税における欠損金の扱いは、繰越控除については5年間であり、繰戻し還付についても1年間に限られている。(但し、平成4年4月から適用停止中(平成16年3月まで)。なお、設立後5年以内の中小法人等については、本停止措置から除外し、欠損金の繰戻し還付を認める措置を講じている。)

一方で、例えば、米国では2年間の繰戻しと20年間の繰越し、英国では1年間の繰戻しと無制限の繰越しが認められており、諸外国と比較してわが国の現行制度は大変不利な扱いとなっている。

欧米諸国との国際的整合性の観点から、法人税の一般的な制度として繰戻し還付および繰越控除期間の一層の延長を要望したい。

(3) 不動産関連税制

- 1) 土地の有効利用を活性化させるためには、円滑な不動産取引を促進すべく税制の見直しが必要である。

不動産には、その流通段階において、不動産取得税、登録免許税、印紙税、消費税(建物)、特別土地保有税(取得分)、事業所税(新增設分)などが課されている。このように現状では、他の資産と比較しても過大な課税を幾重にも負担しており、これらの課税の合理化が必要である。

不動産の流動化はバランスシートの効率化、企業財務体質の強化につながる。したがって不動産の流動化を促進する為に、登録免許税を手数料化するとともに、不動産取得税を廃止すべきである。また、特別土地保有税や事業所税は廃止を含め見直すべきである。さらに、法人の譲渡益重課制度(平成15年12月31日まで適用停止中)は廃止すべきである。

- 2) 土地に係わる固定資産税・都市計画税は地価が一貫して下落を続けるなかで、その負担が過重なものとなっている。特に大都市部の商業地、工業用地などの非住宅用地は税負担が大きく、事業自体の存続を脅かしかねない状況となっている。したがって、非住宅用地の固定資産税負担の均衡化・適正化の早期実現を図るべきである。

(4) 有限責任事業組合(仮称:LLC・LLP)制度の導入

米国では、州法によるLLC(Limited Liability Company)、LLP(Limited Liability Partnership)といった事業形態が認められている。これは匿名組合のように、設立された事業体の段階では所得課税を行わず、その損益を出資者の損益と通算するという性質を有する。また、全ての出資者を有限責任とし、事業体がそれ自体として財産の所有、業務執行を行う有限責任会社の利点を併せ持つものである。

複数の企業が共同して、リスクの高い新規事業に進出するため、または事業の再構築を進めるための手段として極めて有効であるので、同様の仕組みを導入すべきであると考えられる。

(5)法人実効税率の引下げ

わが国の法人税の実効税率は約41%であり、ほぼ米国並みの水準となっているが、欧州諸国では30%台前半となっている国もあり、アジア諸国も概ね20%~30%台の水準となっている。

また、中国をはじめ、多くの国々が外国からの投資を促進するための経済特区を設け税制優遇措置を講じている。わが国もこのような国際的なトレンドを取り入れ、欧州諸国並みの水準まで軽減を図るべきである。

(6)外国税額控除制度の見直し

先進諸外国では、国税・地方税を合わせた税収に対する法人課税の割合は10%前後であるのに対して、わが国では20%を超える高い水準にある。このため、わが国の各企業は、海外における海外子会社の利益を本社に配当することなく、海外において再投資を行いグループ全体の税負担を軽減しようとする行動に出がちである。

したがって、企業の海外活動が活発化する中で、海外活動の成果を国内へ還元しわが国の企業の国際競争力を向上させるために、また海外からの投資をわが国に積極的に呼び込み、経済の活性化を図るために外国税額控除制度の拡充が不可欠である。

具体的には、外国税額控除限度超過額・控除余裕額の繰越期間は現在3年であるがこの一層の延長を図ること、また間接税額控除の対象となる関連会社の出資比率の要件は現在25%であるが、これをせめて米国・英国並みの10%以上を目標として緩和することが必要である。

(7)連結納税制度における付加税の確実な撤廃および制度の改善

- 1) 平成14年度の税制改正において、連結納税制度導入による税収減への対応策として2%の付加税が2年間の期限付きながら導入された。この付加税の導入が妨げとなり、連結納税制度の採用を見送る法人がかなりの数に上っているといわれており、制度導入の柱である分社化、持株会社等の戦略的な事業組織の再構築を経営の効率化の観点から行おうとする精神が損なわれてしまうことは本末転倒であるといえる。連結納税制度における付加税については、次期の税制改正で2年間の時限措置の約束どおり確実に撤廃されるべきである。
- 2) また、連結納税制度の普及の障害になっている、子会社の連結前繰越決算金の持込制限や、制度参加時に一部資産の時価評価を実施し、参加前に評価に基づいた納税申告を実施する制度、さらに連結法人間で発生した寄付金については全額損金不算入とする制度などについても見直しを行うべきである。

(8)減価償却制度の見直し

- 1) 企業の設備投資意欲を刺激し経済を活性化するためには、投下した資本の早期の回収が不可欠であるという視点から減価償却制度の見直しが必要である。

る。具体的には資産分類の簡素化や、少額減価償却資産の損金算入限度額を現行の10万円から30万円への引き上げることが必要である。

- 2) さらに、残存価額と償却可能限度額の適正化という観点からは、固定資産残存価額を備忘価額まで全額償却を認めるべきである。
- 3) 電話加入権については、取得原価をもって無形固定資産へ計上され、非償却資産として扱われるが、近年、この電話加入権は市場ではかなりの安値で取引されていることもあり、仮に時価評価を行なった場合には、取得時の資産性を保持しているとは考えにくい。したがって、資産の実態を反映した評価を可能とするためにも電話加入権については取扱いを応分の耐用年数を設定した償却資産へ変更し、一定の期間で減価償却を可能とする措置を講ずるべきである。

(9)環境税(炭素税)導入の反対

- 1) 産業界は環境問題の重要性を十分に認識し、これまでも自主行動計画の策定・実行を強力に推進してきている。
- 2) 自主的取組は、費用対効果に優れ、技術動向を考慮した対策を立案し実行できる点で極めて優れている。新たな地球温暖化対策推進大綱でも、環境と経済との両立に資する仕組みを重視し、節目となる2004年、2007年に施策の推進状況・排出状況等を評価し、必要な追加的対策・施策を講ずることとされている。
- 3) 国際競争下にある企業にとって環境税は新たな負担となり、国際貿易や経済構造に歪をもたらす懸念がある。さらに、導入された場合、エネルギー効率の低い国での生産が増加し、却って地球規模でのCO2排出量の増加を招く恐れがある。
- 4) したがって、環境税は自主的な取組みを阻害することから導入することには反対である。

3. 企業年金に係る税制の整備

企業年金については、確定給付企業年金法ならびに確定拠出年金法が成立したことによって労使合意の下で自由な制度設計が可能となる基盤が整備されつつある。しかし税制上の制約により、労使双方にとって使い勝手の良い企業年金制度を構築することが難しい状況にある。

(1)確定拠出年金に係る課税の見直し

確定拠出年金法の成立により、労使双方にとって、企業年金制度の選択肢が広がることとなった。しかし、拠出限度額が低すぎること、労使のマッチング拠出の禁止等の制約があるため、企業は退職給付制度の見直しに際して、確定拠出年金を見直しのメインの制度として位置づけることが難しい。確定拠出年金は貯蓄ではなく、あくまでも自助努力による老後の生活保証の為の年金であることに留意し、より使いやすい制度としていくことが必要である。

拠出限度額の早期引上げ、マッチング拠出の容認、老齢給付金の給付開始年齢の弾力化といった措置を講ずるべきである。

(2) 税制適格年金における時価主義の導入

税制適格年金が簿価主義であることの問題点は次の通りである。

- 1) 退職給付会計が時価主義であることとの整合性がとれない。
- 2) 厚生年金基金が時価主義であることとの整合性がとれない。
- 3) 簿価主義の場合、運用機関の入替えなど、効率化を行うための施策を実行した場合に、必要以上に実現損益が発生し、それにより企業本体のキャッシュフローに影響を与えること。
- 4) 運用は時価の極大化を目指すものであり、簿価の極大化には意味がないことから、運用収益の計測は時価ベースで管理することがもはや常識となっていること。
- 5) 必要以上の実現益捻出は、運用の効率性を阻害すること。
- 6) 時価に対する割合で算定することが合理的との判断から、信託銀行、投資顧問会社の報酬は時価ベースに基づく場合が多いこと。

などである。

さらに、新企業年金法の施行により、数年後には時価主義になることもあり早急に対応すべきである。

実態的には、簿価であることを求められているのは税制適格性のみであり、他の実務では時価をベースに行うのが今後の主流である。

以上から、厚生年金基金では時価ベースに移行したこともあり税制適格年金も時価主義を採用すべきである。

(3)過去勤務債務の一括償却

確定給付企業年金制度と併せて、既存制度からの円滑な移行を図る観点から、過去勤務債務の一括償却が認められるべきである。

(4)特別法人税の撤廃

- 1) 特別法人税については、平成17年3月までの凍結がすでに決定されており、本年の税制改正要望において要望することは妥当でないと考えられるが、特別法人税の存在が、今般制度が導入された確定拠出型年金制度の普及や、今後企業年金法の下で運用されていく確定給付型年金も含めた企業年金制度全般の運用に多大な影響を与えることが予想されるため、撤廃を強く要望させていただきたい。
- 2) 諸外国においては年金税制を拠出時・運用時非課税、受給時課税とするのが通常であり、我が国のように運用時に課税する例はない。特別法人税の課税については、前述の通り現在凍結中であるが、これが再び課税されることとなった場合、新企業年金や確定拠出型年金の運営上大きな負担となり、公的年金を補完する役割を担う企業年金制度の普及がかえって遅れる恐れが強い。このような特別法人税については、今後企業年金制度が果たす役割についても十分に考慮した上で、本年度税制改正において撤廃されるべきである
- 3) 年金税制については、拠出時・運用時非課税、受給時課税の原則を徹底し、現役世代の課税最低限を上回らない水準にまで受給時の課税最低限を引き下げるべきであり、公的年金等控除については縮小・廃止すべきである。

以 上